**１　事前準備**

・規約の整備や、書類等の作成準備

・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、地縁団体名義への変更の同意取得等

**２　総会の準備**

【協議事項】 【作成資料】

　①規約の承認 　規約

　②認可申請することの議決 　総会議事録

　③代表者の選出 　代表者の就任承諾書

　④構成員の確定 　構成員名簿

　⑤保有(予定)資産の確定 　保有(予定)資産目録

**３　申請**

【提出書類】

　①認可申請書（第1号様式） ②規約

　③総会議事録 ④構成員名簿

　⑤保有(予定)資産目録(第3号様式) ⑥前年の事業活動報告書

　⑦代表者の就任承諾書

**４　審査**

・認可要件、提出書類の内容等を市で審査し、認可又は不認可の決定

**５　認可・告示**

・市の認可により、法人格を取得（認可地縁団体となる）

・以下の項目の告示により、認可地縁団体としての効力が発生

【告示事項】

　①名称 ②規約で定める目的 ③区域

　④事務所の所在地 ⑤代表者の氏名及び住所

　⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者専任の有無（有の場合はその氏名及び住所）

　⑦代理人の有無（有の場合はその氏名及び住所）

　⑧規約に解散の事由を定めている場合はその事由 ⑨認可年月日

**６　印鑑登録**

・団体の印鑑登録

**７　証明書の発行**

・告示事項証明書（不動産登記に必要）

・印鑑登録証明書（同上）

**８　法務局で不動産の登記**